

住まいの安心・安全の確保について

- ▶ 大阪北部を震源とする地震の際に創設した府独自の支援策である「大阪版みなし仮設住宅制度」、「大阪版被災住宅無利子融資制度」を台風21号の被災者についても適用。

【大阪府独自の支援策】

大阪版みなし 仮設住宅制度

対象者：「大阪府北部を震源とする地震」、「平成30年7月豪雨」及び「台風21号」により、一部損壊以上のり災証明書を有し、避難所から自宅に帰ることが困難な方等、市町村が認める方

制度概要：府営住宅、府公社賃貸住宅、UR賃貸住宅、民間賃貸住宅を提供（原則1年間）
（府と市町村が共同で実施）

※現在、各市町村に対して制度実施の意向を確認中

大阪版被災住宅 無利子融資制度

対象経費：被災住宅の補修費

制度概要：取扱金融機関の協力を得て被災者の金利負担をゼロとする

⇒一部損壊の場合：上限200万円 全半壊の場合：上限300万円

⇒「大阪府北部を震源とする地震」、「平成30年7月豪雨」及び「台風21号」により、一部損壊以上のり災証明書を有する方を対象

【受付】

- ・住宅金融支援機構（制度に関する問合せ：お客さまコールセンター
（災害専用ダイヤル）電話0120-086-353）

住宅金融支援機構の受付窓口として、りそな銀行の大阪府内の各支店等
（85店舗）を追加（出張所・セブンデイズプラザを除く）

- ・大阪シティ信用金庫
（問合せ：審査部 06-6201-2889）
- ・大阪信用金庫
（問合せ：融資部 06-6775-6584）